過誤について

過誤とは

過去に請求・支払確定済みの明細書を取り下げるための処理
保険者へ過誤申立依頼書を提出する

主な過誤理由

- 加算等の一部請求漏れ
- 算定不可のサービスを算定していた場合
- その他市町村や地域振興局等からの指導があった場合

過誤の種類について

過誤

過誤調整

請求済みの明細書に誤りがあり内容を修正したい場合や、請求すべきでない明細書を取り消したい場合。

<u>※取消になる、再請求可</u>

台帳過誤

請求済みの明細書の費用などに誤りがあり、再度事業所台帳と受給者台帳と突合し審査を行う場合。

<u>※取消にならない、再請求不可</u>

同月過誤

請求済みの明細書の取消と再請求を同月に行う。調整は差額分のみ。

通常過誤

請求済みの明細書の取消のみ行う。取り消した明細書の金額がそのままその月の請求支払額から差し引かれる。取り消した翌月後も請求期限の切れていない明細書は請求可能。

【過誤申立事由コード】

上２桁は請求明細書の様式
(例)
様式第二（居宅介護、就労継続支援等）･･･10
様式第十（計画相談支援）･････････････････31
様式第二（児童発達支援等）･････････････41

１０ ０２

下２桁は申立種類
台帳過誤･･･01
過誤調整･･･02

共同生活介護（様式第三）の請求明細書の同月過誤をする場合、申立コードは1102となる

過 誤 の 例

処理月	５月	６月	７月	８月
過誤			**Ａさんの４月サービス分７０万円の請求を過誤…①**	
請求額	４月サービス提供分の請求 Ａさん　７０万 Ｂさん　３０万 Ｃさん　５０万 計　１５０万	５月サービス提供分の請求 Ａさん　５０万 Ｂさん　４０万 Ｃさん　１５万 Ｄさん　４５万 計　１５０万	６月サービス提供分の請求 Ａさん　６０万 Ｂさん　６０万 Ｃさん　８０万 Ｄさん　５０万 計　２５０万…② **４月サービス分の過誤分の再請求** **Ａさん５０万 …③** ②＋③ 合計　３００万	
支払額		１５０万 （４月サービス分の支払）	１５０万 （５月サービス分の支払）	２３０万 ＝３００万－７０万 (②+③－①)

・差額のみの支払い
・通常過誤の場合、8月支払時には180万円（250万-70万）となってしまう

留意事項

1. 請求明細書単位で処理を行うため、加算のみ等の請求の一部取り下げを行うことは出来ません
2. 返戻済みの明細書に対する過誤処理は出来ません
3. 過誤額がその月の請求額を超えないようにしてください
4. 上限額管理結果票、サービス提供実績記録票のみの過誤は出来ません
   ※上限額管理結果票・・・作成区分を「修正」や「取消」にして提出することで、提出済みの結果票の内容を修正・取消可能（返戻になった結果票を提出するときは「新規」で設定してください）
   ※サービス実績記録票・・・対応する明細書を過誤すると自動的に取消になります